

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（491））

2. 日時：平成29年11月16日 10時00分～20時40分

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室C

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他11名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」、「49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

#### 【46条設備】

- 重大事故等対処設備である逃がし安全弁のシール材に対する耐環境性について、整理して提示すること。

#### 【54条設備】

- 重大事故等対処設備として新たにサイホンブレーカを設けるとしているが、設計方針にて、既設備との関係がわかるよう整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし